

患者団体との関係のアステラス透明性ポリシー

1. 公開目的

製薬企業には、医薬品と患者さんが関わるあらゆる場面において、患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解し対応することが求められます。また、患者さん等の声を代表する患者団体との協働が深まるなか、製薬企業は、その協働について、一般社会から正しい理解を得るために透明性を確保する必要性が増してきました。

このような背景を踏まえ、今般、日本製薬工業協会（以下、製薬協）は、2012年3月に「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」を策定いたしました。

アステラスグループ（アステラス製薬（以下、API）および国内グループ会社）は、これまで、当社経営理念に基づく社会貢献活動等を通じて患者団体との協働を推進し、その実績の一部を公開してきました。今後、アステラスが患者団体に提供している金銭的支援等に関する情報は、製薬協のガイドラインに則して公開することで一層の透明性を確保できると考え、情報公開の指針として「患者団体との関係のアステラス透明性ポリシー」（以下、本ポリシー）を新たに策定いたしました。

今後は社会貢献活動による支援実績の開示に加えて、以下の基準により患者団体との関係を幅広く公開いたします。

2. 公開方法

当社社外向けウェブサイト等にて公開する。

3. 公開時期

2013年度の実績を2013年度決算終了後の適切な時期に公開する。以降、毎年前年度分実績を当該年度の決算終了後の適切な時期に公開。

4. 公開対象 患者団体への金銭支払い実績等と労務提供を行った内容を以下の区分によって公開する。

(1) 寄付金・協賛費、会費・賛助会費、広告費等

患者団体名および費用項目ごとの年間総額

ただし、社会貢献活動（スターライトパートナー活動）の公募制活動資金助成については、企画名を併せて開示します。

(2) 患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に 伴う費用

患者団体名および年間総額

- (3) 患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用
患者団体名および年間総額
- (4) 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用
患者団体名および費用項目ごとの年間総額
- (5) 労務提供の有無
提供した患者団体名

5. 改廃

本規程の改廃は、経営管理会議の協議を経て同会議議長が決裁する。ただし、組織名称または役職名称の変更等に伴う形式的な変更は、API 医療政策部長の決裁によることができる。